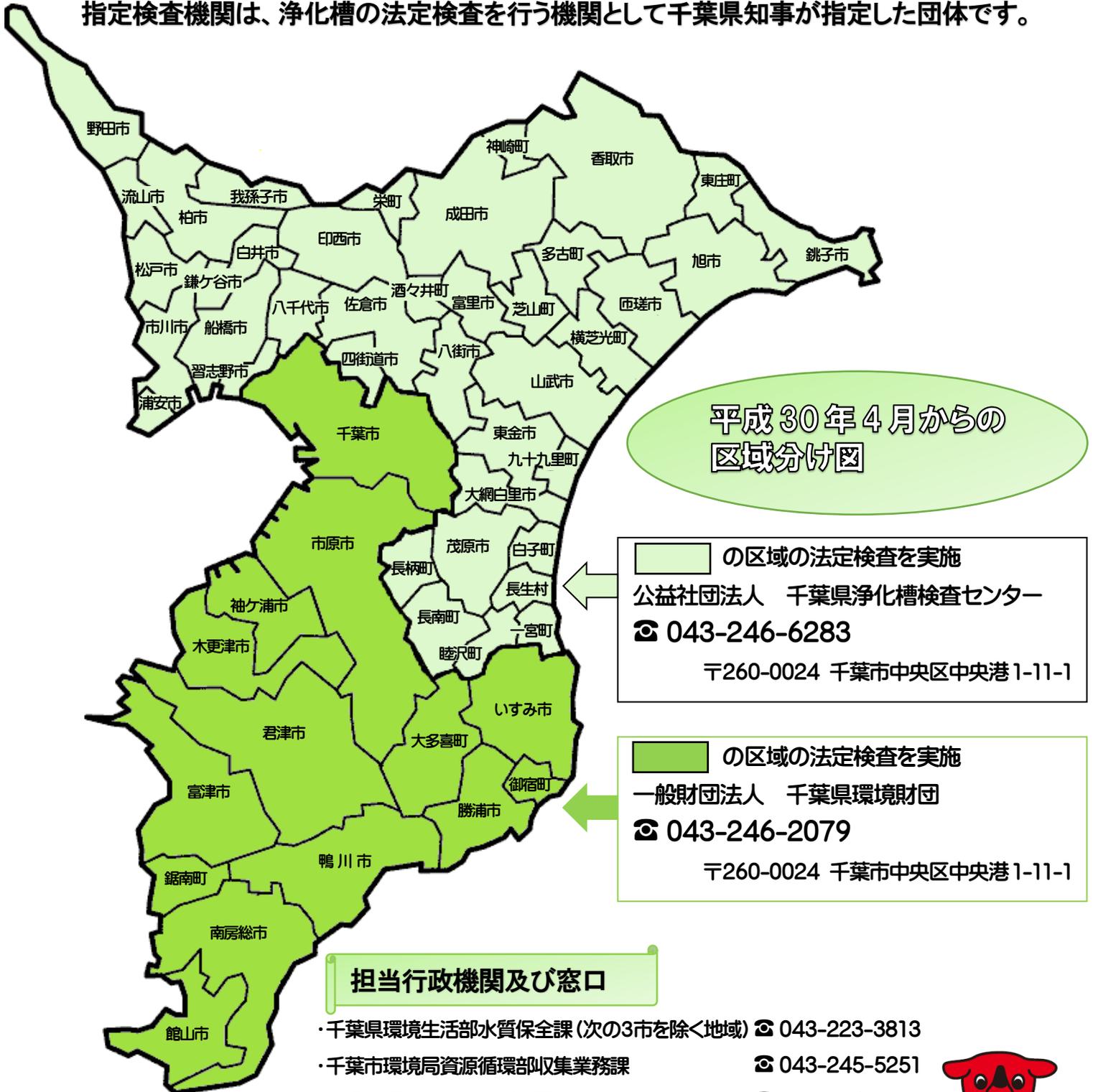


浄化槽管理者・設置者のみなさまへ

平成30年4月から浄化槽の法定検査（**設置後の7条検査及び毎年定期的に実施する11条検査**）は、**千葉県浄化槽検査センター**と**千葉県環境財団**の2つの指定検査機関が区域を分けて実施します。

指定検査機関は、浄化槽の法定検査を行う機関として千葉県知事が指定した団体です。



平成30年4月からの
区域分け図

の区域の法定検査を実施
公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター
☎ 043-246-6283
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

の区域の法定検査を実施
一般財団法人 千葉県環境財団
☎ 043-246-2079
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

担当行政機関及び窓口

- ・千葉県環境生活部水質保全課 (次の3市を除く地域) ☎ 043-223-3813
- ・千葉市環境局資源循環部収集業務課 ☎ 043-245-5251
- ・船橋市環境部廃棄物指導課 ☎ 047-436-2443
- ・柏市環境部環境政策課 ☎ 04-7167-1695

浄化槽の法定検査を受けることは、法律の義務です。
必ず検査の申込みを行ってください。

※申込みについては裏面をご覧ください



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

検査の申込みについて

- 浄化槽の設置の届出又は建築確認の申請時に、**法定検査(7条検査)の申込みを証する書類(検査手数料納付書の写し)**の添付が必要です。記載例を参考に、申込み先をお間違えないようご注意ください。
- また、法定検査(7条検査)の実施後は、**年1回の定期検査(11条検査)**の受検が義務付けられております。検査の時期が近づきましたら、指定検査機関から検査の案内を送付させていただきますので、必ず受検してください。

<振込用紙記載例(7条検査前納)>

払込用紙の配布については、各指定検査機関にお問い合わせください。

02 東京		払込取扱票				通常払込料金 加入者負担			
口座記号番号		金額		千 百 十 万 千 百 十 円		千 百 十 万 千 百 十 円			
加入者名	①設置者(建築主) 氏名 浄化 槽太		金額			備考		振替払込請求書兼受領証	
通信欄・ご依頼人	住所 ○○市××町△-□		料金			名称		口座記号番号	
	電話番号 XXX-XXX-XXXX					電話番号		加入者名	
	※③使用開始(予定) ○年×月△日					(5)人槽		金額	
	※④工事業者名 □□設備					日附印		おなまえ ※7条検査依頼領収書	
	電話番号 XXX-XXX-XXXX							ご依頼人	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東第00000号)								料金	
これより下部には何も記入しないでください。								備考	

振込先が**担当の指定検査機関**となっているかご注意ください。

手数料をご確認ください。

※記載内容をもとに検査を実施いたしますので、氏名、電話番号、浄化槽の設置場所等の記載漏れがないようにしてください。

検査手数料は？

検査種別(7条、11条)、浄化槽の種類、大きさ(人槽)によって異なります。

	7条検査		11条検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円
11~20人槽	14,000円	8,000円	10,000円	10,000円
21~50人槽	15,000円	9,000円	11,000円	11,000円
51~100人槽	18,000円	12,000円	14,000円	14,000円
101~300人槽	20,000円	14,000円	16,000円	16,000円
301~500人槽	22,000円	16,000円	18,000円	18,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円	22,000円